



鳥取県公報

平成17年 6月24日(金)
第 7 6 9 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (510) (西部総合事務所県民局)	1
	生活保護法による医療機関の指定 (511) (福祉保健課)	2
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (512) (")	2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (513) (")	2
	肥料の登録の有効期間の更新 (514) (食の安全推進課)	2
	肥料の登録の失効 (515) (")	3
	放置自動車の廃物認定 (516) (空港港湾課)	3
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (517) (会計管理室)	3
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (518) (")	4
調達公告	一般競争入札の実施 (畜産課)	4
雑 報	消防設備士試験の実施 (消防課)	6

告 示

鳥取県告示第510号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年8月13日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年 6月24日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

- 1 申請のあった年月日
平成17年 6月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人交通弱者を支える会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
谷本 栄
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市榎原1395

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、公共交通機関の利用が困難な要介護認定高齢者等に対し、有償ボランティア運送に関する事業及び生活必需品の宅配等を行い、高齢者福祉に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
面谷内科循環器クリニック	米子市昭和町71 - 1	平成17年5月2日
トマト薬局	東伯郡琴浦町大字徳万176 - 5	平成17年5月1日

鳥取県告示第512号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	変更年月日
真誠会セントラルクリニック	米子市河崎580	平成17年5月1日

鳥取県告示第513号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
なかきき医院	米子市末広町267	平成17年4月30日

鳥取県告示第514号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成17年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の名称及び 住所	登録の有効期間
鳥取県 第525号	魚かす粉末	魚かす粉末 肥料	窒素全量 8.0 りん酸全量 6.0		有限会社錦海化成 境港市昭和町7 - 3	平成17年3月15日から 平成23年3月14日まで
鳥取県 第526号	蒸製魚鱗及 びその粉末	魚鱗粉末肥 料	窒素全量 6.5 りん酸全量 18.0		"	"
鳥取県 第503号	乾燥菌体肥 料	水産乾燥菌 体ペレット	窒素全量 7.0 りん酸全量 5.0	公定規格 のとおり	社団法人境港水産加 工污水处理公社 境港市昭和町12 - 19	平成17年4月23日から 平成20年4月22日まで
鳥取県 第536号	混合有機質 肥料	有喜大山	窒素全量 3.6 りん酸全量 2.2 加里全量 1.9	"	渡邊康弘 米子市吉岡99 - 2	平成17年6月12日から 平成20年6月11日まで

鳥取県告示第515号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定に基づき、次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成17年 6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の名称及び 住所	失効年月日
鳥取県 第504号	混合有機質 肥料	水産混合有 機質肥料	窒素全量 4.0 りん酸全量 13.0	公定規格 のとおり	社団法人境港水産加 工污水处理公社 境港市昭和町12 - 19	平成17年 4月22日

鳥取県告示第516号

鳥取県国有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）第7条第1項の規定に基づき、次の放置自動車を廃物として認定するので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年 6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

放置されていた場所	放置自動車の車名	塗色	その他放置自動車を特定する事項
鳥取市賀露町北一丁目4 - 5地先 (鳥取港賀露2号物揚場)	ダイハツ ミラ	白	車体番号 L70V - 327456
"	不明	白	なし

鳥取県告示第517号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成17年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
445	社団法人 鳥取県貸金業協会	所在地	鳥取市元町428 - 2	鳥取市栄町217	平成16年 9月29日
624	財団法人 鳥取県交通安全協会 日野川地区協会	売りさばき場所又は 計器による表示の場 所の名称	溝口警察署	黒坂警察署溝口幹部 派出所	平成17年 4月1日
		名称	財団法人 鳥取県交通安全協 会溝口地区協会	財団法人 鳥取県交通安全協会 日野川地区協会	平成17年 5月28日

鳥取県告示第518号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成17年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

廃止年月日	住 所	名 称
平成17年3月31日	八頭郡八頭町郡家40	鳥取県職員連合労働組合東部福祉保健局八頭支局分会長

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 売払物件の内容

(1) 売払物件の名称及び数量

ア 第1売払物件

パイプラインミルカー 1台

イ 第2売払物件

バルククーラー（これに付属するコンプレッサー及びコンデンサーを含む。） 1台

(2) 売払物件の詳細

入札説明書による。

(3) 引渡期限

平成17年8月8日(月)午後5時

(4) 引渡場所

東伯郡琴浦町大字松谷606 鳥取県畜産試験場 旧乳牛舎

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成17年6月24日(金)から同年7月7日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成17年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) この公告に示した売払物件を引渡期限までに引渡場所で確実に引き取ることができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県畜産試験場

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒689-2503 東伯郡琴浦町大字松谷606

鳥取県畜産試験場 企画総務課

電話(代)0858-55-1362

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年6月24日(金)から同月30日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 第1売払物件

平成17年7月5日(火)午後1時30分

鳥取県畜産試験場2階大会議室

イ 第2売払物件

平成17年7月5日(火)午後2時

鳥取県畜産試験場2階大会議室

(4) 郵便等による入札

不可

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 第1売払物件

平成17年7月7日(木)午後2時

鳥取県畜産試験場2階大会議室

イ 第2売払物件

平成17年7月7日(木)午後2時30分

鳥取県畜産試験場2階大会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年7月1日(金)午後5時まで提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

契約書の作成を要し、契約締結後、引渡しを受ける日の前日までに売買代金の全額を納入しなければならない。ただし、会計規則第111条第1項第3号の規定に基づき、買受人が代金を即納してその物件を引き取る時は、作成を省略することができる。

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物件を購入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

雑 報

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施する。

平成17年6月24日

財団法人消防試験研究センター理事長 池 田 春 雄

1 試験の種類及び日時

試験の種類	区 分	日 時
甲種消防設備士試験	特類、第1類、第2類、第3類	平成17年8月28日(日) 午後1時15分から
	第4類、第5類	平成17年8月28日(日) 午前9時から
乙種消防設備士試験	第1類、第2類、第3類	平成17年8月28日(日) 午後1時15分から
	第4類、第5類、第6類、第7類	平成17年8月28日(日) 午前9時から

2 試験の場所

鳥取市若葉台北一丁目1-1 鳥取環境大学第30講義室
米子市末広町74 米子コンベンションセンター第7会議室

3 受験願書の受付期間

平成17年6月27日(月) から同年7月8日(金) まで(郵送による場合は、平成17年7月8日(金) までの消印のあるものに限り受け付ける。)

4 受験願書の提出先

〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所4階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送によること。)

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種消防設備士試験にあつては5,000円、乙種消防設備士試験にあつては3,400円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(電話0857-20-3669)に照会すること。

